

議第48号

三島市手数料条例の一部を改正する条例案

三島市手数料条例（平成12年三島市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第28号を次のように改める。

(28) 建築物に関する確認の申請又は計画の通知に対する審査 1件につき、次の表に定める額

床面積の合計	手数料の額
30平方メートル以下のもの	11,000円
30平方メートルを超える100平方メートル以下のもの	18,000円
100平方メートルを超える200平方メートル以下のもの	27,000円
200平方メートルを超える500平方メートル以下のもの	38,000円
500平方メートルを超えるもの	68,000円

備考

- 1 この表において、床面積の合計は、次の区分に応じて次に定める面積について算定する。
 - (1) 建築物を建築する場合 ((2)に掲げる場合及び移転する場合を除く。) 当該建築に係る部分の床面積
 - (2) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合 (移転する場合を除く。) 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1 (床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)
 - (3) 建築物を移転し、その大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合 ((4)に掲げる場合を除く。) 当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1
 - (4) 確認を受けた計画を変更して建築物を移転し、その大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1

- 2 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を除く。）の確認の申請又は同法第18条第2項（同法第87条第1項において準用する場合を除く。）の計画の通知に係

る計画に同法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合は、この表に定める額に、第39号の7の表の区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の手数料の額の欄に掲げる額を加えて得た額とする。

3 建築基準法第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を除く。）の確認の申請又は同法第18条第2項（同法第87条第1項において準用する場合を除く。）の計画の通知に係る計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第2条第1項第1号又は第2項の規定が適用される建築物（認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物を除く。）が含まれる場合は、この表に定める額に、当該建築物1棟ごとに、次の表の区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の手数料の額の欄に掲げる額を加えて得た額とする。

区分	手数料の額	
建築物を建築する場合（建築基準法第7条第1項又は第18条第21項の検査の申請に係る建築物が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第10条第1項の規定が適用される建築物（建築基準法第6条の4第1項第3号に掲げる建築物及び建築基準法施	一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この号、第30号、第32号及び第44号の2から第44号の10までにおいて同じ。）	13,000円
	一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分（人の居住の用に供する部分（共用廊下、共用階段その他の市長が共用部分と認めるもの（以下この号、第30号、第32号及び第44号の3から第44号の10までに	13,000円
	申請又は通知に係る戸数（以下この号、第30号及び第32号において「申請等戸数」という。）が1戸のもの	24,000円
	申請等戸数が2戸以上5戸以下のもの	34,000円
	申請等戸数が6戸以上のもの	

行規則（昭和25年建設省令第40号）第4条第1項第4号ハの検査報告書又はその写しに係る建築物を除く。）である場合を除く。）	において「共用部分」という。）を除く。）をいう。以下この号、第30号、第32号及び第44号の3から第44号の10までにおいて同じ。）		
確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合	一戸建ての住宅	6,000円	
	一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分	申請等戸数が1戸のもの	6,000円
		申請等戸数が2戸以上5戸以下のもの	12,000円
		申請等戸数が6戸以上のもの	17,000円

第2条第30号を次のように改める。

(30) 建築物に関する完了検査又は完了の通知に対する検査 1件につき、次の表に定める額

床面積の合計	手数料の額
30平方メートル以下のもの	15,000円
30平方メートルを超える100平方メートル以下のもの	19,000円
100平方メートルを超える200平方メートル以下のもの	24,000円
200平方メートルを超える500平方メートル以下のもの	33,000円
500平方メートルを超えるもの	55,000円

備考

- この表において、床面積の合計は、建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあっては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替を

した場合にあっては当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の 2 分の 1 について算定する。

- 2 建築基準法第 7 条第 1 項又は第18条第17項の検査の申請に係る建築物に同法第87条の 4 の昇降機に係る部分が含まれる場合は、この表に定める額に、第39号の 8 の表の区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の手数料の額の欄に掲げる額を加えて得た額とする。
- 3 建築基準法第 7 条第 1 項又は第18条第21項の検査の申請に係る建築物が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第10条第 1 項の規定が適用される建築物（建築基準法第 6 条の 4 第 1 項第 3 号に掲げる建築物及び建築基準法施行規則第 4 条第 1 項第 4 号ハの検査報告書又はその写しに係る建築物を除く。）である場合は、この表に定める額に、当該建築物 1 棟ごとに、次の表の区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の手数料の額の欄に掲げる額を加えて得た額とする。

区分	手数料の額																		
一戸建ての住宅	3,000円																		
一戸建ての住宅以外の住宅	<table border="1"> <tr> <td>住戸部分</td><td>申請等戸数が 1 戸のもの</td><td>3,000円</td></tr> <tr> <td></td><td>申請等戸数が 2 戸以上 5 戸以下のもの</td><td>4,000円</td></tr> <tr> <td></td><td>申請等戸数が 6 戸以上のもの</td><td>10,000円</td></tr> <tr> <td>共用部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令第1号。以下この号、第32号及び第44号の 5 から第44</td><td> <table border="1"> <tr> <td>床面積の合計が 100 平方メートル以下のもの</td><td>2,000円</td></tr> <tr> <td>床面積の合計が 100 平方メートルを超える 200 平方メートル以下のもの</td><td>3,000円</td></tr> <tr> <td>床面積の合計が 200 平方メートル以上のもの</td><td>5,000円</td></tr> </table> </td><td></td></tr> </table>	住戸部分	申請等戸数が 1 戸のもの	3,000円		申請等戸数が 2 戸以上 5 戸以下のもの	4,000円		申請等戸数が 6 戸以上のもの	10,000円	共用部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令第1号。以下この号、第32号及び第44号の 5 から第44	<table border="1"> <tr> <td>床面積の合計が 100 平方メートル以下のもの</td><td>2,000円</td></tr> <tr> <td>床面積の合計が 100 平方メートルを超える 200 平方メートル以下のもの</td><td>3,000円</td></tr> <tr> <td>床面積の合計が 200 平方メートル以上のもの</td><td>5,000円</td></tr> </table>	床面積の合計が 100 平方メートル以下のもの	2,000円	床面積の合計が 100 平方メートルを超える 200 平方メートル以下のもの	3,000円	床面積の合計が 200 平方メートル以上のもの	5,000円	
住戸部分	申請等戸数が 1 戸のもの	3,000円																	
	申請等戸数が 2 戸以上 5 戸以下のもの	4,000円																	
	申請等戸数が 6 戸以上のもの	10,000円																	
共用部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令第1号。以下この号、第32号及び第44号の 5 から第44	<table border="1"> <tr> <td>床面積の合計が 100 平方メートル以下のもの</td><td>2,000円</td></tr> <tr> <td>床面積の合計が 100 平方メートルを超える 200 平方メートル以下のもの</td><td>3,000円</td></tr> <tr> <td>床面積の合計が 200 平方メートル以上のもの</td><td>5,000円</td></tr> </table>	床面積の合計が 100 平方メートル以下のもの	2,000円	床面積の合計が 100 平方メートルを超える 200 平方メートル以下のもの	3,000円	床面積の合計が 200 平方メートル以上のもの	5,000円												
床面積の合計が 100 平方メートル以下のもの	2,000円																		
床面積の合計が 100 平方メートルを超える 200 平方メートル以下のもの	3,000円																		
床面積の合計が 200 平方メートル以上のもの	5,000円																		

	号の10までにおいて「基準省令」という。) 第4条第3項第1号又は第13条第3項第1号の規定を適用する建築物に係るものに限る。)	平方メートルを超えるもの	
	住戸部分及び共用部分以外の部分であって、工場等(工場、倉庫その他エネルギーの使用の状況がこれらに類するものをいう。以下この号、第32号及び第44号の5から第44号の9までにおいて同じ。)の用途に供する部分を除いた部分	床面積の合計が100平方メートル以下のもの 床面積の合計が100平方メートルを超える200平方メートル以下のもの 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	2,000円 3,000円 5,000円
	工場等の用途に供する部分		1,000円
その他の建築物	工場等の用途に供する部分を除いた部分	床面積の合計が100平方メートル以下のもの 床面積の合計が100平方メートルを超える200平方メートル以下のもの	2,000円 3,000円

	下のもの		
	床面積の合計が200 平方メートルを超 るもの	5,000円	
工場等の用途に供する部分			1,000円

第2条第32号及び第33号を次のように改める。

(32) 特定工程に係る建築物に関する完了検査又は完了の通知に対する検査 1件
につき、次の表に定める額

床面積の合計	手数料の額
30平方メートル以下のもの	14,000円
30平方メートルを超えるもの	18,000円
100平方メートルを超えるもの	22,000円
200平方メートルを超えるもの	31,000円
500平方メートルを超えるもの	52,000円

備考

- この表において、床面積の合計は、建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあっては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあっては当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定する。
- 建築基準法第7条第1項又は第18条第17項の検査の申請に係る建築物に同法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合は、この表に定める額に、第39号の8の表の区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の手数料の額の欄に掲げる額を加えて得た額とする。
- 建築基準法第7条第1項又は第18条第21項の検査の申請に係る建築物が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第10条第1項の規定が適用される建築物（建築基準法第6条の4第1項第3号に掲げる建築物及び建築基準法施行規則第4条第1項第4号ハの検査報告書又はそ

の写しに係る建築物を除く。) である場合は、この表に定める額に、当該建築物 1 棟ごとに、次の表の区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の手数料の額の欄に掲げる額を加えて得た額とする。

区分	手数料の額
一戸建ての住宅	3,000円
一戸建ての住宅以外の住宅	申請等戸数が 1 戸のもの 3,000円
	申請等戸数が 2 戸以上 5 戸以下のもの 4,000円
	申請等戸数が 6 戸以上のもの 10,000円
共用部分 (基準省令第 4 条第 3 項第 1 号又は第 13 条第 3 項第 1 号の規定を適用する建築物に係るものに限る。)	床面積の合計が 100 平方メートル以下のもの 2,000円
	床面積の合計が 100 平方メートルを超える 200 平方メートル以下のもの 3,000円
	床面積の合計が 200 平方メートルを超えるもの 5,000円
住戸部分及び共用部分以外の部分であって、工場等の用途に供する部分を除いた部分	床面積の合計が 100 平方メートル以下のもの 2,000円
	床面積の合計が 100 平方メートルを超える 200 平方メートル以下のもの 3,000円
	床面積の合計が 200 平方メートル 5,000円

		平方メートルを超えるもの	
	工場等の用途に供する部分	1,000円	
その他の建築物	工場等の用途に供する部分を除いた部分	床面積の合計が100平方メートル以下のもの	2,000円
		床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの	3,000円
		床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	5,000円
	工場等の用途に供する部分	1,000円	

(33) 建築物に関する中間検査又は特定工程の終了の通知に対する検査 1件につき、次の表に定める額

中間検査等を行う部分の床面積の合計	手数料の額
30平方メートル以下のもの	14,000円
30平方メートルを超えて100平方メートル以下のもの	16,000円
100平方メートルを超えて200平方メートル以下のもの	22,000円
200平方メートルを超えて500平方メートル以下のもの	30,000円
500平方メートルを超えるもの	50,000円

備考 中間検査の申請に係る建築物に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合は、この表に定める額に、第39号の9の表の区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の手数料の額の欄に掲げる額を加えて得た額とする。

第2条中第33号の2を第33号の3とし、第33号の次に次の1号を加える。

(33)の2 仮使用の認定の申請に対する審査 1件につき120,000円

第2条第39号の6の次に次の3号を加える。

(39)の7 建築設備に関する確認の申請又は計画の通知に対する審査 1件につき、次の表に定める額

区分	手数料の額
確認を受けた建築設備の計画を変更して設置する場合	小荷物専用昇降機 6,000円
	その他の建築設備 10,000円
その他の場合	小荷物専用昇降機 9,000円
	その他の建築設備 20,000円

(39)の8 建築設備に関する完了検査又は完了の通知に対する検査 1件につき、次の表に定める額

区分	手数料の額
建築基準法第87条の4において準用する同法第7条の3第1項又は第18条第20項の検査を受けた建築設備	小荷物専用昇降機 18,000円
	その他の建築設備 26,000円
その他の建築設備	小荷物専用昇降機 18,000円
	その他の建築設備 30,000円

(39)の9 建築設備に関する中間検査又は特定工程の終了の通知に対する検査 1件につき、次の表に定める額

区分	手数料の額
小荷物専用昇降機	18,000円
その他の建築設備	26,000円

第2条第44号の2から第44号の4までを次のように改める。

(44)の2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第5項までに規定する長期優良住宅建築等計画又は同条第6項若しくは第7項に規定する長期優良住宅維持保全計画に関する認定の申請に対する審査 1件につき、次の表に定める額

区分	手数料の額
住宅の新築 に係る長期 等に関する法律（平成	住宅の品質確保の促進 一戸建ての住宅 15,000円
	一戸建て 1棟当たりの 15,000円

優良住宅建築等計画	11年法律第81号) 第5条第1項に規定する住宅性能評価書(以下の号及び次号において「住宅性能評価書」という。)又は同法第6条の2第3項に規定する確認書(以下の号及び次号において「確認書」という。)を添付する場合	の住宅以外の住宅	申請に係る戸数(以下の号から第44号の4の2まで及び第44号の7から第44号の10までにおいて「申請戸数」という。)が1戸のもの	
		1棟当たりの申請戸数が2戸以上5戸以下とのもの	26,000円	
		1棟当たりの申請戸数が6戸以上のもの	41,000円	
その他の場合	一戸建ての住宅以外の住宅	一戸建ての住宅	51,000円	
		1棟当たりの申請戸数が1戸とのもの	51,000円	
		1棟当たりの申請戸数が2戸以上5戸以下とのもの	115,000円	
		1棟当たりの申請戸数が6戸以上のもの	183,000円	

住宅の増築 又は改築に 係る長期優 良住宅建築 等計画	確認書を添付する場合	一戸建ての住宅	22,000円
		一戸建て の住宅以 外の住宅	1棟当たりの 申請戸数が1 戸のもの
			22,000円
			1棟当たりの 申請戸数が2 戸以上5戸以 下のもの
その他の場合		一戸建ての住宅	37,000円
		一戸建て の住宅以 外の住宅	1棟当たりの 申請戸数が6 戸以上のもの
			60,000円
			75,000円
長期優良住 宅維持保全 計画	住宅性能評価書又は確 認書を添付する場合	一戸建ての住宅	75,000円
		一戸建て の住宅以 外の住宅	1棟当たりの 申請戸数が1 戸のもの
			172,000円
			273,000円
		一戸建ての住宅	22,000円
		一戸建て の住宅以 外の住宅	1棟当たりの 申請戸数が1 戸のもの
			22,000円
			37,000円

		下のもの	
		1棟当たりの申請戸数が6戸以上のもの	60,000円
その他の場合	一戸建ての住宅		75,000円
	一戸建ての住宅以外の住宅	1棟当たりの申請戸数が1戸のもの	75,000円
		1棟当たりの申請戸数が2戸以上5戸以下とのもの	172,000円
		1棟当たりの申請戸数が6戸以上のもの	273,000円

備考　長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定により、当該長期優良住宅建築等計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合は、この表に定める額に第28号に定める額に相当する額を加えて得た額とする。

(4)の2の2　長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項に規定する長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の変更に関する認定の申請に対する審査　1件につき、次の表に定める額

区分		手数料の額	
住宅の新築に係る長期優良住宅建築等計画	住宅性能評価書又は確認書を添付する場合	一戸建ての住宅	12,000円
		一戸建ての住宅以外の住宅	12,000円
		1棟当たりのもの	20,000円

		申請戸数が 2 戸以上 5 戸以下のもの	
		1 棟当たりの 申請戸数が 6 戸以上のもの	33,000円
その他の場合		一戸建ての住宅	30,000円
一戸建ての住宅以外の住宅		1 棟当たりの 申請戸数が 1 戸のもの	30,000円
		1 棟当たりの 申請戸数が 2 戸以上 5 戸以下のもの	65,000円
		1 棟当たりの 申請戸数が 6 戸以上のもの	104,000円
住宅の増築 又は改築に 係る長期優 良住宅建築 等計画	確認書を添付する場合	一戸建ての住宅	17,000円
		1 棟当たりの 申請戸数が 1 戸のもの	17,000円
		1 棟当たりの 申請戸数が 2 戸以上 5 戸以下のもの	29,000円
		1 棟当たりの 申請戸数が 6 戸以上のもの	48,000円
その他の場合		一戸建ての住宅	44,000円

	一戸建ての住宅以外の住宅	1棟当たりの申請戸数が1戸のもの	44,000円
		1棟当たりの申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	97,000円
		1棟当たりの申請戸数が6戸以上のもの	155,000円
長期優良住宅維持保全計画	住宅性能評価書又は確認書を添付する場合	一戸建ての住宅	17,000円
		一戸建ての住宅以外の住宅	17,000円
		1棟当たりの申請戸数が1戸のもの	29,000円
		1棟当たりの申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	48,000円
	その他の場合	一戸建ての住宅	44,000円
		一戸建ての住宅以外の住宅	44,000円
		1棟当たりの申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	97,000円

		1棟当たりの 申請戸数が6 戸以上のもの	155,000円
--	--	----------------------------	----------

備考 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定により、当該長期優良住宅建築等計画の変更が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合は、この表に定める額に第28号に定める額に相当する額を加えて得た額とする。

(4)の3 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画に関する認定の申請に対する審査 次の表に定める額

区分		手数料の額	
市長が定める機関が交付した都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に掲げる基準に適合することを証する書面を添付する場合	一戸建ての住宅		1件につき5,000円
	一戸建ての住宅以外の住宅	申請戸数が1戸のもの	1件につき5,000円
		申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	1件につき10,000円
		申請戸数が6戸以上のもの	1件につき17,000円
	共用部分	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	1件につき10,000円
		床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	1件につき17,000円
	住戸部分及び	床面積の合計	1件につき10,000円

	び共用部分 以外の部分	が 300 平 方 メートル以下 のもの	
		床面積の合計 が 300 平 方 メートルを超 えるもの	1 件につき17,000円
	その他の建築物	床面積の合計 が 300 平 方 メートル以下 のもの	1 件につき10,000円
		床面積の合計 が 300 平 方 メートルを超 えるもの	1 件につき17,000円
その他の場合	一戸建ての住宅		都市の低炭素化の促進に 関する法律第54条第1項 第1号に規定する経済産 業大臣、国土交通大臣及 び環境大臣が定める基準 のうち市長が別に定める もの（以下この号におい て単に「市長が定める基 準」という。）による審 査にあっては1 件につき 18,000円、その他の基準 による審査にあっては1 件につき37,000円
	一戸建	住戸部分	申請戸数が 1 市長が定める基準による

ての住 宅以外 の住宅	戸のもの	審査にあっては 1 件につ き 18,000 円、その他の基 準による審査にあっては 1 件につき 37,000 円
	申請戸数が 2 戸以上 5 戸以下のもの	市長が定める基準による 審査にあっては 1 件につ き 35,000 円、その他の基 準による審査にあっては 1 件につき 75,000 円
	申請戸数が 6 戸以上のもの	市長が定める基準による 審査にあっては 1 件につ き 51,000 円、その他の基 準による審査にあっては 1 件につき 106,000 円
	共用部分 床面積の合計 が 300 平方 メートル以下 のもの	1 件につき 118,000 円
	床面積の合計 が 300 平方 メートルを超 えるもの	1 件につき 149,000 円
住戸部分及 び共用部分 以外の部分	床面積の合計 が 300 平方 メートル以下 のもの	市長が定める基準による 審査にあっては 1 件につ き 94,000 円、その他の基 準による審査にあっては 1 件につき 246,000 円
	床面積の合計 が 300 平方	市長が定める基準による 審査にあっては 1 件につ

		メートルを超えるもの	き120,000円、その他の基準による審査にあっては1件につき309,000円
その他の建築物	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	市長が定める基準による審査にあっては1件につき94,000円、その他の基準による審査にあっては1件につき246,000円	
	床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	市長が定める基準による審査にあっては1件につき120,000円、その他の基準による審査にあっては1件につき309,000円	

備考 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定により、当該低炭素建築物新築等計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合は、この表に定める額に第28号に定める額に相当する額を加えて得た額とする。

(4)の4 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画の変更に関する認定の申請に対する審査 次の表に定める額

区分			手数料の額
市長が定める機関が交付した都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第1項第1号に掲げる基準に適合	一戸建ての住宅		1件につき3,000円
	一戸建ての住宅以外の住宅	住戸部分	申請戸数が1戸のもの
			申請戸数が2戸以上5戸以下のもの
			申請戸数が6戸以上のもの
	共用部分	床面積の合計	1件につき6,000円

することを証する書面を添付する場合	が 300 平方メートル以下のもの		
		床面積の合計が 300 平方メートルを超えるもの	1 件につき10,000円
	住戸部分及び共用部分以外の部分	床面積の合計が 300 平方メートル以下のもの	1 件につき6,000円
		床面積の合計が 300 平方メートルを超えるもの	1 件につき10,000円
	その他の建築物	床面積の合計が 300 平方メートル以下のもの	1 件につき6,000円
		床面積の合計が 300 平方メートルを超えるもの	1 件につき10,000円
その他の場合	一戸建ての住宅	都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に規定する経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準のうち市長が別に定める	

		もの（以下この号において単に「市長が定める基準」という。）による審査にあっては1件につき9,000円、その他の基準による審査にあっては1件につき19,000円
一戸建ての住宅以外の住宅	住戸部分	申請戸数が1戸のもの
		申請戸数が2戸以上5戸以下のもの
		申請戸数が6戸以上のもの
	共用部分	床面積の合計が300平方メートル以下のもの
		床面積の合計が300平方メートルを超

		えるもの	
住戸部分及び共用部分以外の部分	床面積の合計が 300 平方メートル以下のもの	市長が定める基準による審査にあっては 1 件につき 48,000 円、その他の基準による審査にあっては 1 件につき 124,000 円	
	床面積の合計が 300 平方メートルを超えるもの	市長が定める基準による審査にあっては 1 件につき 61,000 円、その他の基準による審査にあっては 1 件につき 156,000 円	
その他の建築物	床面積の合計が 300 平方メートル以下のもの	市長が定める基準による審査にあっては 1 件につき 48,000 円、その他の基準による審査にあっては 1 件につき 124,000 円	
	床面積の合計が 300 平方メートルを超えるもの	市長が定める基準による審査にあっては 1 件につき 61,000 円、その他の基準による審査にあっては 1 件につき 156,000 円	
備考 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第 2 項において準用する同法第54条第 2 項の規定により、当該低炭素建築物新築等計画の変更が建築基準法第 6 条第 1 項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合は、この表に定める額に第28号に定める額に相当する額を加えて得た額とする。			

第 2 条第44号の 4 の次に次の 1 号を加える。

(44)の 4 の 2 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）第46条の 2 に規定する低炭素建築物新築等計画に係る軽微な変更に

該当していることを証する書面の交付の申請に対する審査 次の表に定める額

区分			手数料の額
市長が定める機関が交付した都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号（同法第55条第2項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合することを証する書面を添付する場合			1件につき1,000円
一戸建ての住宅	一戸建	住戸部分	申請戸数が1戸のもの
			申請戸数が2戸以上5戸以下のもの
			申請戸数が6戸以上のもの
	共用部分	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	1件につき3,000円
		床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	1件につき5,000円
	住戸部分及び共用部分以外の部分	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	1件につき3,000円
		床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	1件につき5,000円
その他の建築物		床面積の合計が300平方	1件につき3,000円

		メートル以下 のもの	
		床面積の合計 が 300 平方 メートルを超 えるもの	1 件につき5,000円
その他の場合	一戸建ての住宅		都市の低炭素化の促進に 関する法律第54条第1項 第1号に規定する経済産 業大臣、国土交通大臣及 び環境大臣が定める基準 のうち市長が別に定める もの（以下この号におい て単に「市長が定める基 準」という。）による審 査にあっては1 件につき 4,000円、その他の基準 による審査にあっては1 件につき9,000円
一戸建 ての住 宅以外 の住宅	住戸部分	申請戸数が 1 戸のもの	市長が定める基準による 審査にあっては1 件につ き4,000円、その他の基 準による審査にあっては 1 件につき9,000円
		申請戸数が 2 戸以上 5 戸以 下のもの	市長が定める基準による 審査にあっては1 件につ き9,000円、その他の基 準による審査にあっては 1 件につき19,000円

	申請戸数が 6 戸以上のもの	市長が定める基準による審査にあっては 1 件につき 13,000 円、その他の基準による審査にあっては 1 件につき 27,000 円
共用部分	床面積の合計が 300 平方メートル以下のもの	1 件につき 30,000 円
	床面積の合計が 300 平方メートルを超えるもの	1 件につき 38,000 円
住戸部分及び共用部分以外の部分	床面積の合計が 300 平方メートル以下のもの	市長が定める基準による審査にあっては 1 件につき 24,000 円、その他の基準による審査にあっては 1 件につき 62,000 円
	床面積の合計が 300 平方メートルを超えるもの	市長が定める基準による審査にあっては 1 件につき 30,000 円、その他の基準による審査にあっては 1 件につき 78,000 円
その他の建築物	床面積の合計が 300 平方メートル以下のもの	市長が定める基準による審査にあっては 1 件につき 24,000 円、その他の基準による審査にあっては 1 件につき 62,000 円
	床面積の合計	市長が定める基準による

		が 300 平方 メートルを超 えるもの	審査にあっては 1 件につ き 30,000 円、その他の基 準による審査にあっては 1 件につ 78,000 円
--	--	----------------------------	--

第 2 条第44号の 5 から第44号の10までを次のように改める。

(44)の 5 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第 1 項又は第12条第 2 項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定 次の表に定める額

区分			手数料の額
認定建築物エネ ルギー消費性能 向上計画に記載 された他の建築 物又は基準省令 第 4 条第 3 項第 2 号若しくは第 13 条第 3 項第 2 号の規定を適用 する建築物であ って判定に係る 部分が共用部分 のみのものの場 合	一戸建ての住宅		1 件につき 5,000 円
	一戸建	住戸部分	判定に係る戸 数（以下この 号及び次号に おいて「判定 戸数」とい う。）が 1 戸 のもの
			1 件につき 5,000 円
			判定戸数が 2 戸以上 5 戸以 下のもの
			1 件につき 10,000 円
			判定戸数が 6 戸以上のもの
			1 件につき 17,000 円
	共用部分 (基準省令 第 4 条第 3 項第 1 号若 しくは第 13 条第 3 項第 1 号の規定)	床面積の合計 が 300 平方 メートル以下 のもの	1 件につき 10,000 円
			1 件につき 17,000 円
			床面積の合計 が 300 平方 メートルを超 えるもの

	を適用する建築物又は基準省令第4条第3項第2号若しくは第13条第3項第2号の規定を適用する建築物であつて判定に係る部分が共用部分のみのものに係るものに限る。)	えるもの	
	住戸部分及び共用部分以外の部分	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	1件につき10,000円
		床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	1件につき17,000円
	その他の建築物	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	1件につき10,000円
		床面積の合計	1件につき17,000円

		が 300 平方 メートルを超 えるもの	
その他の場合	一戸建ての住宅		建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準又は同法第30条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準のうち市長が別に定めるもの（以下この号において単に「市長が定める基準」という。）による判定にあっては1件につき18,000円、その他の基準による判定にあっては1件につき37,000円
一戸建ての住宅以外の住宅	住戸部分	判定戸数が1戸のもの	市長が定める基準による判定にあっては1件につき18,000円、その他の基準による判定にあっては1件につき37,000円
		判定戸数が2戸以上5戸以下のもの	市長が定める基準による判定にあっては1件につき35,000円、その他の基準による判定にあっては1件につき75,000円

	判定戸数が 6 戸以上のもの	市長が定める基準による 判定にあっては 1 件につき 51,000 円、その他の基準による判定にあっては 1 件につき 106,000 円
共用部分 (基準省令 第 4 条第 3 項第 1 号又 は第 13 条第 3 項第 1 号 の規定を適 用する建築 物に係る ものに限 る。)	床面積の合計 が 300 平方 メートル以下 のもの	1 件につき 118,000 円
	床面積の合計 が 300 平方 メートルを超 えるもの	1 件につき 149,000 円
住戸部分及 び共用部分 以外の部分 であって、 工場等の用 途に供する 部分を除い た部分	床面積の合計 が 300 平方 メートル以下 のもの	市長が定める基準による 判定にあっては 1 件につき 94,000 円、その他の基 準による判定にあっては 1 件につき 246,000 円
	床面積の合計 が 300 平方 メートルを超 えるもの	市長が定める基準による 判定にあっては 1 件につき 120,000 円、その他の 基準による判定にあっては 1 件につき 309,000 円
工場等の用 途に供する 部分	床面積の合計 が 300 平方 メートル以下	1 件につき 20,000 円

		のもの	
		床面積の合計 が 300 平方 メートルを超 えるもの	1 件につき28,000円
その他 の建築 物	工場等の用 途に供する 部分を除い た部分	床面積の合計 が 300 平方 メートル以下 のもの	市長が定める基準による 判定にあっては 1 件につ き94,000円、その他の基 準による判定にあっては 1 件につき246,000円
		床面積の合計 が 300 平方 メートルを超 えるもの	市長が定める基準による 判定にあっては 1 件につ き120,000円、その他の 基準による判定にあって は 1 件につき309,000円
	工場等の用 途に供する 部分	床面積の合計 が 300 平方 メートル以下 のもの	1 件につき20,000円
		床面積の合計 が 300 平方 メートルを超 えるもの	1 件につき28,000円

(4)の 6 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項又は第12条第3項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定 次の表に定める額

区分	手数料の額
認定建築物エネ ルギー消費性能	一戸建ての住宅
	一戸建 住戸部分 判定戸数が 1

向上計画に記載された他の建築物又は基準省令第4条第3項第2号若しくは第13条第3項第2号の規定を適用する建築物であって判定に係る部分が共用部分のみのものの場合	ての住宅以外の住宅	戸のもの 判定戸数が2戸以上5戸以下のもの	1件につき6,000円
		判定戸数が6戸以上のもの	1件につき10,000円
共用部分 (基準省令第4条第3項第1号若しくは第13条第3項第1号の規定を適用する建築物又は基準省令第4条第3項第2号若しくは第13条第3項第2号の規定を適用する建築物であって判定に係る部分が共用部分のみのものに係るもの。)	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	1件につき6,000円	
	床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	1件につき10,000円	

	住戸部分及び共用部分以外の部分	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	1件につき6,000円
		床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	1件につき10,000円
	その他の建築物	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	1件につき6,000円
		床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	1件につき10,000円
その他の場合	一戸建ての住宅	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準又は同法第30条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準のうち市長が別に定めるもの（以下この号において単に「市長が定める基準」という。）による判定にあっては1件につき	

			9,000円、その他の基準による判定にあっては1件につき19,000円
一戸建ての住宅以外の住宅	住戸部分	判定戸数が1戸のもの	市長が定める基準による判定にあっては1件につき9,000円、その他の基準による判定にあっては1件につき19,000円
		判定戸数が2戸以上5戸以下のもの	市長が定める基準による判定にあっては1件につき18,000円、その他の基準による判定にあっては1件につき38,000円
		判定戸数が6戸以上のもの	市長が定める基準による判定にあっては1件につき27,000円、その他の基準による判定にあっては1件につき55,000円
共用部分 (基準省令第4条第3項第1号又は第13条第3項第1号の規定を適用する建築物に係るものに限る。)	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	床面積の合計が300平方メートル以下	1件につき60,000円
		床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	1件につき76,000円

	住戸部分及び共用部分以外の部分であって、工場等の用途に供する部分を除いた部分	床面積の合計が 300 平方メートル以下のもの	市長が定める基準による判定にあっては 1 件につき 48,000 円、他の基準による判定にあっては 1 件につき 124,000 円
		床面積の合計が 300 平方メートルを超えるもの	市長が定める基準による判定にあっては 1 件につき 61,000 円、他の基準による判定にあっては 1 件につき 156,000 円
	工場等の用途に供する部分	床面積の合計が 300 平方メートル以下のもの	1 件につき 11,000 円
		床面積の合計が 300 平方メートルを超えるもの	1 件につき 16,000 円
その他建築物	工場等の用途に供する部分を除いた部分	床面積の合計が 300 平方メートル以下のもの	市長が定める基準による判定にあっては 1 件につき 48,000 円、他の基準による判定にあっては 1 件につき 124,000 円
		床面積の合計が 300 平方メートルを超えるもの	市長が定める基準による判定にあっては 1 件につき 61,000 円、他の基準による判定にあっては 1 件につき

			156,000円
	工場等の用 途に供する 部分	床面積の合計 が 300 平方 メートル以下 のもの	1 件につき 11,000 円
		床面積の合計 が 300 平方 メートルを超 えるもの	1 件につき 16,000 円

(4)の 7 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画に関する認定の申請に対する審査 次の表に定める額

区分		手数料の額	
市長が定める機関が交付した建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項第1号に掲げる基準に適合することを証する書面を添付する場合	一戸建ての住宅	1 件につき 5,000 円	
	一戸建ての住宅以外の住宅	申請戸数が 1 戸のもの	1 件につき 5,000 円
		申請戸数が 2 戸以上 5 戸以下のもの	1 件につき 10,000 円
		申請戸数が 6 戸以上のもの	1 件につき 17,000 円
	共用部分 (基準省令第4条第3項第1号又は第13条第3項第1号の規定を適用する建築)	床面積の合計が 300 平方メートル以下のもの	1 件につき 10,000 円
		床面積の合計が 300 平方メートルを超えるもの	1 件につき 17,000 円

	物に係る ものに限 る。)		
住戸部分及 び共用部分 以外の部分	床面積の合計 が 300 平方 メートル以下 のもの	1 件につき10,000円	
	床面積の合計 が 300 平方 メートルを超 えるもの	1 件につき17,000円	
その他の建築物	床面積の合計 が 300 平方 メートル以下 のもの	1 件につき10,000円	
	床面積の合計 が 300 平方 メートルを超 えるもの	1 件につき17,000円	
その他の場合	一戸建ての住宅	建築物のエネルギー消費 性能の向上等に関する法 律第30条第1項第1号に 規定する建築物エネル ギー消費性能誘導基準の うち市長が別に定めるも の（以下この号において 単に「市長が定める基 準」という。）による審 査にあっては 1 件につき	

			18,000円、その他の基準による審査にあっては1件につき37,000円
一戸建ての住宅以外の住宅	住戸部分	申請戸数が1戸のもの	市長が定める基準による審査にあっては1件につき18,000円、その他の基準による審査にあっては1件につき37,000円
		申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	市長が定める基準による審査にあっては1件につき35,000円、その他の基準による審査にあっては1件につき75,000円
		申請戸数が6戸以上のもの	市長が定める基準による審査にあっては1件につき51,000円、その他の基準による審査にあっては1件につき106,000円
共用部分 (基準省令第4条第3項第1号又は第13条第3項第1号の規定を適用する建築物に係るものに限る。)	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	床面積の合計が300平方メートル以下	1件につき118,000円
		床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	1件につき149,000円

	住戸部分及び共用部分以外の部分	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	市長が定める基準による審査にあっては1件につき94,000円、その他の基準による審査にあっては1件につき246,000円
		床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	市長が定める基準による審査にあっては1件につき120,000円、その他の基準による審査にあっては1件につき309,000円
	その他の建築物	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	市長が定める基準による審査にあっては1件につき94,000円、その他の基準による審査にあっては1件につき246,000円
		床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	市長が定める基準による審査にあっては1件につき120,000円、その他の基準による審査にあっては1件につき309,000円
<p>備考</p> <p>1 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第2項の規定により、当該建築物エネルギー消費性能向上計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合は、この表に定める額に第28号に定める額に相当する額を加えて得た額とする。</p> <p>2 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項の規定により、同項各号に掲げる事項を記載する場合は、申請に係るそれぞれの建築物のこの表の区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の手</p>			

数料の額の欄に掲げる額を合算した額とする。

(44)の8 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第1項に規定

する建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に関する認定の申請に対する審

査 次の表に定める額

区分			手数料の額																
市長が定める機関が交付した建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第2項において準用する同法第30条第1項第1号に掲げる基準に適合することを証する書面を添付する場合	<table border="1"> <tr> <td>一戸建ての住宅</td> <td colspan="2">申請戸数が1戸のもの</td> <td>1件につき3,000円</td> </tr> <tr> <td>一戸建ての住宅以外の住宅</td><td>申請戸数が2戸以上5戸以下のもの</td><td>申請戸数が6戸以上のもの</td><td>1件につき6,000円 1件につき10,000円</td> </tr> <tr> <td>共用部分 (基準省令第4条第3項第1号又は第13条第3項第1号の規定を適用する建築物に係るものに限る。)</td><td>床面積の合計が300平方メートル以下のもの</td><td>床面積の合計が300平方メートルを超えるもの</td><td>1件につき6,000円 1件につき10,000円</td> </tr> <tr> <td>住戸部分及び共用部分以外の部分</td><td>床面積の合計が300平方メートル以下のもの</td><td>床面積の合計</td><td>1件につき6,000円 1件につき10,000円</td> </tr> </table>			一戸建ての住宅	申請戸数が1戸のもの		1件につき3,000円	一戸建ての住宅以外の住宅	申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	申請戸数が6戸以上のもの	1件につき6,000円 1件につき10,000円	共用部分 (基準省令第4条第3項第1号又は第13条第3項第1号の規定を適用する建築物に係るものに限る。)	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	1件につき6,000円 1件につき10,000円	住戸部分及び共用部分以外の部分	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	床面積の合計	1件につき6,000円 1件につき10,000円
一戸建ての住宅	申請戸数が1戸のもの		1件につき3,000円																
一戸建ての住宅以外の住宅	申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	申請戸数が6戸以上のもの	1件につき6,000円 1件につき10,000円																
共用部分 (基準省令第4条第3項第1号又は第13条第3項第1号の規定を適用する建築物に係るものに限る。)	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	1件につき6,000円 1件につき10,000円																
住戸部分及び共用部分以外の部分	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	床面積の合計	1件につき6,000円 1件につき10,000円																

		が 300 平方 メートルを超 えるもの	
その他の建築物	床面積の合計 が 300 平方 メートル以下 のもの	1 件につき 6,000 円	
	床面積の合計 が 300 平方 メートルを超 えるもの	1 件につき 10,000 円	
その他の場合	一戸建ての住宅		建築物のエネルギー消費 性能の向上等に関する法 律第30条第1項第1号に 規定する建築物エネル ギー消費性能誘導基準の うち市長が別に定めるも の（以下この号において 単に「市長が定める基 準」という。）による審 査にあっては 1 件につき 9,000 円、その他の基準 による審査にあっては 1 件につき 19,000 円
一戸建 ての住 宅以外 の住宅	住戸部分	申請戸数が 1 戸のもの	市長が定める基準による 審査にあっては 1 件につ き 9,000 円、その他の基 準による審査にあっては 1 件につき 19,000 円

	申請戸数が 2 戸以上 5 戸以下のもの	市長が定める基準による審査にあっては 1 件につき 18,000 円、他の基準による審査にあっては 1 件につき 38,000 円
	申請戸数が 6 戸以上のもの	市長が定める基準による審査にあっては 1 件につき 27,000 円、他の基準による審査にあっては 1 件につき 55,000 円
共用部分 (基準省令 第 4 条第 3 項第 1 号又 は第 13 条第 3 項第 1 号 の規定を適 用する建築 物に係る ものに限 る。)	床面積の合計 が 300 平方 メートル以下 のもの	1 件につき 60,000 円
	床面積の合計 が 300 平方 メートルを超 えるもの	1 件につき 76,000 円
住戸部分及 び共用部分 以外の部分	床面積の合計 が 300 平方 メートル以下 のもの	市長が定める基準による審査にあっては 1 件につき 48,000 円、他の基準による審査にあっては 1 件につき 124,000 円
	床面積の合計 が 300 平方 メートルを超	市長が定める基準による審査にあっては 1 件につき 61,000 円、他の基

		えるもの	準による審査にあっては 1件につき156,000円
その他の建築物	床面積の合計 が300平方 メートル以下のもの	市長が定める基準による 審査にあっては1件につ き48,000円、その他の基 準による審査にあっては 1件につき124,000円	
	床面積の合計 が300平方 メートルを超 えるもの	市長が定める基準による 審査にあっては1件につ き61,000円、その他の基 準による審査にあっては 1件につき156,000円	

備考

- 1 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第2項において準用する同法第30条第2項の規定により、当該建築物エネルギー消費性能向上計画（以下この号において「計画」という。）の変更が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合は、この表に定める額に第28号に定める額に相当する額を加えて得た額とする。
- 2 計画の変更（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項を新たに記載する場合又は削除する場合を除く。）に係る建築物の数が2以上である場合は、申請に係るそれぞれの建築物のこの表の区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の手数料の額の欄に掲げる額を合算した額とする。
- 3 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項の規定により、計画に同項各号に掲げる事項を新たに記載する場合は、前号に定める額に相当する額とする。

(44)の9 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13条に規定する軽微な変更に該当していることを証する書面の交付の申請に対する審査

次の表に定める額

区分			手数料の額
認定建築物エネ ルギー消費性能 向上計画に記載 された他の建築 物又は基準省令 第4条第3項第 2号若しくは第 13条第3項第2 号の規定を適用 する建築物であ つて判定に係る 部分が共用部分 のみのもの場 合			1件につき1,000円
一戸建ての住 宅以外 の住宅	申請戸数が1 戸のもの	申請戸数が1 戸以上5戸以 下のもの	1件につき1,000円
		申請戸数が6 戸以上のもの	1件につき3,000円
		申請戸数が6 戸以上のもの	1件につき5,000円
共用部分 (基準省令 第4条第3 項第1号若 しくは第13 条第3項第 1号の規定 を適用する 建築物又は 基準省令第 4条第3項 第2号若し くは第13条 第3項第2 号の規定を 適用する建 築物であつ て判定に係 る部分が共	床面積の合計 が300平方 メートル以下 のもの	床面積の合計 が300平方 メートル以下 のもの	1件につき3,000円
		床面積の合計 が300平方 メートルを超 えるもの	1件につき5,000円

	用部分のみ のものに係 るものに限 る。)		
	住戸部分及 び共用部分 以外の部分	床面積の合計 が 300 平方 メートル以下 のもの	1 件につき3,000円
		床面積の合計 が 300 平方 メートルを超 えるもの	1 件につき5,000円
	その他の建築物	床面積の合計 が 300 平方 メートル以下 のもの	1 件につき3,000円
		床面積の合計 が 300 平方 メートルを超 えるもの	1 件につき5,000円
その他の場合	一戸建ての住宅	建築物のエネルギー消費 性能の向上等に関する法 律第2条第1項第3号に 規定する建築物エネル ギー消費性能基準又は同 法第30条第1項第1号に 規定する建築物エネル ギー消費性能誘導基準の うち市長が別に定めるも	

			の（以下この号において単に「市長が定める基準」という。）による審査にあっては1件につき4,000円、その他の基準による審査にあっては1件につき9,000円
一戸建ての住宅以外の住宅	住戸部分	申請戸数が1戸のもの	市長が定める基準による審査にあっては1件につき4,000円、その他の基準による審査にあっては1件につき9,000円
		申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	市長が定める基準による審査にあっては1件につき9,000円、その他の基準による審査にあっては1件につき19,000円
		申請戸数が6戸以上のもの	市長が定める基準による審査にあっては1件につき13,000円、その他の基準による審査にあっては1件につき27,000円
共用部分 (基準省令第4条第3項第1号又は第13条第3項第1号の規定を適	床面積の合計 が300平方メートル以下のもの	床面積の合計 が300平方メートルを超	1件につき30,000円 1件につき38,000円

	用する建築物に係るものに限る。)	えるもの		
	住戸部分及び共用部分以外の部分であって、工場等の用途に供する部分を除いた部分	床面積の合計が 300 平方メートル以下のもの 床面積の合計が 300 平方メートルを超えるもの	市長が定める基準による審査にあっては 1 件につき 24,000 円、他の基準による審査にあっては 1 件につき 62,000 円 市長が定める基準による審査にあっては 1 件につき 30,000 円、他の基準による審査にあっては 1 件につき 78,000 円	
	工場等の用途に供する部分	床面積の合計が 300 平方メートル以下のもの 床面積の合計が 300 平方メートルを超えるもの	1 件につき 5,000 円 1 件につき 8,000 円	
	その他の建築物	工場等の用途に供する部分を除いた部分	床面積の合計が 300 平方メートル以下のもの 床面積の合計が 300 平方メートルを超えるもの	市長が定める基準による審査にあっては 1 件につき 24,000 円、他の基準による審査にあっては 1 件につき 62,000 円 市長が定める基準による審査にあっては 1 件につき

		メートルを超えるもの	き30,000円、その他の基準による審査にあっては1件につき78,000円
	工場等の用途に供する部分	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	1件につき5,000円
		床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	1件につき8,000円

(4)の10 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第28条に規定する軽微な変更に該当していることを証する書面の交付の申請に対する審査
次の表に定める額

区分		手数料の額	
市長が定める機関が交付した建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項第1号（同法第31条第2項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合することを証する書面を添付する場合	一戸建ての住宅	1件につき1,000円	
	一戸建ての住宅以外の住宅	申請戸数が1戸のもの	1件につき1,000円
		申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	1件につき3,000円
		申請戸数が6戸以上のもの	1件につき5,000円
	共用部分（基準省令第4条第3項第1号又は第13条第3項第1号	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	1件につき3,000円
		床面積の合計が300平方メートル以上のもの	1件につき5,000円

	の規定を適用する建築物に係るものに限る。)	メートルを超えるもの	
住戸部分及び共用部分以外の部分	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	1件につき3,000円	
	床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	1件につき5,000円	
その他の建築物	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	1件につき3,000円	
	床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	1件につき5,000円	
その他の場合	一戸建ての住宅	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準のうち市長が別に定めるもの（以下この号において単に「市長が定める基	

			準」という。)による審査にあっては1件につき4,000円、その他の基準による審査にあっては1件につき9,000円
一戸建ての住宅以外の住宅	住戸部分	申請戸数が1戸のもの	市長が定める基準による審査にあっては1件につき4,000円、その他の基準による審査にあっては1件につき9,000円
		申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	市長が定める基準による審査にあっては1件につき9,000円、その他の基準による審査にあっては1件につき19,000円
		申請戸数が6戸以上のもの	市長が定める基準による審査にあっては1件につき13,000円、その他の基準による審査にあっては1件につき27,000円
共用部分 (基準省令第4条第3項第1号又は第13条第3項第1号の規定を適用する建築物に係る)	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	1件につき30,000円 1件につき38,000円

	ものに限 る。)		
住戸部分及 び共用部分 以外の部分	床面積の合計 が 300 平方 メートル以下 のもの	市長が定める基準による 審査にあっては 1 件につ き 24,000 円、その他の基 準による審査にあっては 1 件につき 62,000 円	
	床面積の合計 が 300 平方 メートルを超 えるもの	市長が定める基準による 審査にあっては 1 件につ き 30,000 円、その他の基 準による審査にあっては 1 件につき 78,000 円	
その他の建築物	床面積の合計 が 300 平方 メートル以下 のもの	市長が定める基準による 審査にあっては 1 件につ き 24,000 円、その他の基 準による審査にあっては 1 件につき 62,000 円	
	床面積の合計 が 300 平方 メートルを超 えるもの	市長が定める基準による 審査にあっては 1 件につ き 30,000 円、その他の基 準による審査にあっては 1 件につき 78,000 円	

第 2 条第53号の表中「超え、」を「超え」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 7 年 6 月 10 日提出

三島市長 豊 岡 武 士